

令和2年第2回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和2年2月26日(水)午後1時30分から3時

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	千光士伊勢男
	5番	西岡 大作
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(1人)

9番 山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸町	川島 一義
伊尾木	黒岩 榮之
井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳
赤野	大野 實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第6号	農用地利用配分計画について
議案第7号	非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数13人です。欠席委員は、9番山内芳幸委員で、所用のため欠席との連絡がございました。

1月28日に、高知県農業担い手サミットが黒潮町で開催され、長野次長が出席しております。

1月30日に、本市において高知県農業会議常設審議委員会が開催され、内川会長、野町会長職務代理、大坪事務局長、岡田係長が出席しております。

2月4日、6日、7日に、人農地プラン座談会が市内3か所で開催され、各関係委員が出席しております。

2月21日に、香川県三豊市で安芸郡市農業委員会協議会視察研修会が開催され、内川会長、樋口委員、岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に樋口なぎさ委員及び小松茂雄委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は9件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の1筆で、面積は1,082㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の 3 筆で、面積は全部で 1,504㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり矢ノ丸 4 丁目、宝永町、東浜、西浜、黒鳥の 1 6 筆で、面積は全部で 7,937㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 4 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり西浜の 2 筆で、面積は全部で 720㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 5 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり黒鳥の 4 筆で、面積は全部で 203㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 6 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北乙の 2 筆で、面積は全部で 329㎡です。時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 7 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり黒鳥の 1 筆で、面積は全部で 495㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 8 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり井ノ口甲の 2 筆で、面積は全部で 65.3㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 9 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり穴内甲、穴内乙の 1 3 筆で、面積は全部で 4,436㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について説明いたします。

議案書は 6 ページです。今回は 3 件申請が提出されています。

申請番号 1 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申

請地も記載のとおり畑山甲の5筆で、地目は田で、面積は全部で1,258㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズが作付されております。所在地につきましては、7ページ左に地図がございます。

畑山本村の畑山温泉憩いの家の南の方にある県道沿いの農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては2月18日に小松茂雄委員と小松光正委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり大井甲の1筆で、地目は畑で、面積は185㎡です。

贈与による所有権移転の申請で野菜を作付する予定となっております。所在地につきましては、7ページ右に地図がございます。

東川の丸石集落にあるこまどり温泉の西の方に位置する農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては2月18日に有澤節子委員と有澤光喜委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の4筆で、地目は田で、面積は全部で4,353㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定となっております。所在地につきましては、8ページに地図がございます。

井ノ口黒岩集落に隣接する農地と横立集落の南の方に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては2月20日に大久保暢夫委員と小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は小松茂雄委員、申請番号2番は有澤節子委員、申請番号3番は大久保暢夫委員、お願いします。

13番小松委員 2月18日に長野さんと小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番有澤委員 2月18日に長野さんと有澤光喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 2月20日に長野君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。

議案書は9ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は256.67㎡となっています。転用の目的ですが、個人住宅の建築となっています。

場所は議案書の10ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は高度紙へ上がっていく道の南にある黒鳥集落内の農地です。なお、現地確認は2月18日に大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、川島一義委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第

2種農地)であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、申請地の西側に息子夫婦と暮らしていますが手狭になってきたため隣接地である当該申請地に息子夫婦の居宅を建築し、息子と土地、建物についての使用貸借契約を結んで使用させることになったものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

なお、当該申請地は都市計画区域内にありますので接道義務が課されますが、2.91㎡セットバックして建築基準法規定の幅員を確保する計画であります。また、当該申請地には抵当権が設定されていますが、何らかの問題が生じた場合でも申請者の責任において処理するとの申立書が提出されています。

資力や信用につきましては、融資書類を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地、西側は宅地及び申請者所有の農地であります。南側は市道を挟んで宅地であり、北側は隣地同意書が提出されている農地であります。また、生活雑排水については浄化槽で浄化した後、東側水路に排水し、雨水についても同様に東側水路に排水する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、お願いします。

3番大久保委員 2月18日に岡田君と渡辺委員と川島委員と確認してきました。説

明どおり間違いありません。

8番渡辺委員 2月18日に岡田君と大久保委員と川島委員と確認してきました。
説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。
続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。

議案書は11ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野乙で、地目は畑、面積は346㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は12ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は芸西病院に上がっていく道沿いの農地で、元気バスの叶岡バス停から20m入ったところです。現地確認は2月14日に栗山浩和委員、大野實委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であるためです。(約81%)

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は借家住まいですが手狭になったことから自己住宅を建築したいというもので、申請者の勤務先に近く、南海トラフ地震による津波の影響が少ないと考えられることも選定理由であります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明書、預貯金通帳を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしま

した。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側、南側は宅地であります。北側は市道を挟んで農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。生活雑排水は下水に接続して排水し、雨水は北側の市道側溝に排水する計画であります。なお、赤野土地改良区からは当該転用計画について異議なしとの意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、栗山浩和委員、お願いします。

6 番栗山委員 2月14日に岡田君と大野委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は13ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,978㎡です。ナスを作付しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの左に地図がございます。井ノ口高台寺集落の北東に位置する東岡本ほ場整備地区内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、

事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,571㎡です。ナスを作付しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米4俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの右に地図がございます。井ノ口高台寺集落の東の方に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,007㎡です。ナスと水稻を作付しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの右に地図がございます。井ノ口高台寺集落の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり西浜の農地1筆で、地目は田で、面積は1,001㎡です。ピーマンを栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米5俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。安芸市防災センターの南西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,073㎡です。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,123㎡です。

申請番号5番、6番共にナスを作付しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で新規設定する計画

です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページ左に地図がございます。赤野のレストラン矢流から太夫屋地集落に上がっていく市道沿いの旧八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号5番と6番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断します。事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は畑で、面積は1,928㎡です。

ナスを栽培しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページの右に地図がございます。赤野西ノ岡集落の北にある天ノ平ほ場整備区域内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で1,315㎡です。水稻を栽培しており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの左に地図がございます。江川内原野集落の弁天池の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙の農地1筆で、地目は田で、面積は991㎡です。ショウガを作付する予定をしており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米3俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの右に地図がございます。江川横山集落の北東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第6号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書14ページになります。

報告第6号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は2件提出されております。

届出番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地2筆、地目は田で、面積は全部で1,686㎡です。小夏を栽培する予定をしており、約15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり50,000円の条件で設定する計画です。このたび、1月29日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆、地目は田で、面積は1,121㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約15年間の賃貸借契約をし、賃借料は67,260円の条件で設定する計画です。このたび、1月16日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第7号、非農地証明願について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。議案書は20ページをご覧ください。

整理番号1番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田と畑、現況地目は宅地、面積は全部で686㎡となっております。

所在地の地図は21ページに掲載しております。派川帯谷川の西にある僧津集落の宅地となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。現地につきましては2月12日に福本隆憲委員、西岡秀輝委員、森澤和義委員に確認していただきました。

現地は建物敷地になっていて、昭和48年建築の便所、物置、乾燥場、昭和55年建築の居宅、昭和56年建築の倉庫、昭和61年建築の居宅、平成5年建築の乾燥場の敷地となり現在に至っています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

整理番号2番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は154㎡となっております。

所在地の地図は22ページに掲載しております。ローソン安芸矢ノ丸店の南東にあります倉庫用地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。現地につきましては2月18日に大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、川島一義委員に確認していただきました。

現地は平成4年建築の倉庫、車庫の敷地になっていて、現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も公衆用道路として評価されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

整理番号3番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は336㎡となっております。

所在地の地図は23ページに掲載しております。県道奈比賀川北線の東に入った川北片町集落内にあります。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。現地につきましては2月17日に西岡大作委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

現地は昭和40年建築の居宅、昭和59年建築の倉庫、昭和60年建築の居宅の敷地になっていて、現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も公衆用道路として評価されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長

現地確認委員の報告を申請番号1番は福本隆憲委員、西岡秀輝委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員、申請番号3番は西岡大作委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

- 7 番福本委員 2月12日に岡田さんと西岡秀輝委員と森澤委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。
- 1 1 番西岡委員 2月12日に岡田さんと福本委員と森澤委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。
- 3 番大久保委員 2月18日に岡田君と渡辺委員と川島委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。
- 8 番渡辺委員 2月18日に岡田君と大久保委員と川島委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

- 5 番西岡委員 2月17日に岡田さんと樋口委員と中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。
- 1 2 番樋口委員 2月17日に岡田さんと西岡大作委員と中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は3月25日の水曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

香南市で実施する予定の人農地プランの研修会は中止になりました。

7月で現在の各委員の任期が終了するため、3月にその候補者を募集します。市ホームページ、市広報等でも周知します。

事務局(岡田) 各委員の活動記録簿を3月よりお配りした様式に変更します。

(記載例を基に説明を行う)

事務局(岡田) 安芸郡市農業委員会協議会の研修内容について資料を使って説明します。

(資料を基に説明を行う)

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。